

# 新型コロナウイルス感染予防対策補助金

「新たな生活様式」に対応するために、新型コロナウイルス感染症を予防する取り組みを行った事業者の方へ、感染防止対策に要した経費を助成します

## 補助対象者

石巻市内に店舗・事務所・工場等を有する

- ①中小企業者又は個人事業主の方
- ②対象業種に該当する事業を行っている方

## 補助金額

補助対象経費の4分の3以内 上限10万円  
※市内に複数店舗を所有し、それぞれの店舗に感染防止対策を実施された方は上限20万円  
※補助金額は、対象経費の4分の3以内とし1,000円未満切り捨て

## 対象経費

今年の3月から9月末までに新型コロナウイルス感染症予防対策に要した費用

設置費用	アクリル板、パーティション、ビニールカーテン、窓口仕切り板、つい立など
物品購入費用	サーキュレーター、空気清浄機、加湿器、非接触型検温器、自動検温器、除菌器など
衛生用品購入費用	フェイスシールド、マスク、手指消毒液、消毒用スプレー、使い捨て手袋など
その他の費用	来客者制限のための誘導員配置費用、感染防止啓発ポスター、店舗の消毒費用、換気設備など

※国の持続化補助金、県の再起支援事業補助金などの補助金の申請の対象経費にしたものは対象外となります。

## 対象業種

日本産業分類の中分類の下記に該当する業種を営む方  
「43道路旅客運送業」、「56各種商品小売業」、「57織物・衣服・身の回り品小売業」、「58飲食料品小売業」、  
「59機械器具小売業」、「60その他の小売業」、「75宿泊業」、  
「76飲食店」、「78洗濯・理容・美容・浴場業」、  
「79その他の生活関連サービス業」、「80娯楽業」、  
「82その他の教育、学習支援業」

## 補助要件

新型コロナウイルス感染症の影響により下記のいずれかに該当すること

- ①令和2年3月から令和2年9月末までの間に、1か月の売上高が前年同月比で減少した月がある
- ②営業開始から1年未満で、営業開始後の任意1か月の売上高が直近1か月の売上高と比べて減少した月がある

## 必要書類

- 感染予防対策補助金交付申請書兼実績報告書
- 法人登記全部事項証明書（発行から2ヶ月以内）
- 住民票（個人事業主の方）
- 確定申告書等の写し及び月別の売上高確認書類
- 事業の許認可書・開設届出書の写し  
（無い場合は、店舗等の外観写真など）
- 感染予防に要した経費の領収書やレシート等の写し  
（購入した物品の内容がわかるもの）
- 感染予防を行った写真等
- 誓約書

## 申請・問合せ先

〒986-8501

石巻市穀町14番1号

石巻市産業部商工課 感染予防補助金担当

電話0225-95-1111（内線3523・3524）

**申請は1事業者1回限り**

申請期間：令和2年8月1日から令和2年10月31日

※感染予防のため、郵送による申請にご協力をお願いします。